

第1日

令和2年2月25日（火）

午前10時零分開会

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより、令和2年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から3月18日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの23日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

9番半田雄三議員

10番中島秀樹議員

を指名いたします。よろしく申し上げます。

次に、施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに、令和2年第1回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙な中にお繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本議会は、市政運営の基本となる令和2年度の当初予算を初め、多くの重要な案件について御審議をお願いするものであります。したがって、その冒頭で私の令和2年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

令和2年度は、私にとりましては就任3年目となります。未曾有の被害をもたらした平成29年7月九州北部豪雨災害から2年7カ月が経過いたしました。私は、就任当初から「ふるさとを取り戻す」の理念のもと、復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。平成30年、令和元年と毎年のように続く豪雨災害は、復旧・復興に大きな影響を与えました。令和2年度からは、「復興計画」において復旧期から再生期、すなわち被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間を迎えます。平成30年10月から指定されていた長期避難の解除を目指し、すまいの再建を加速させるとともに、道路や河川、農地などの復旧計画を具現化し、復旧・復興を目で見える形で実感していただける年度にしたいと考えております。

同時に、新たに策定する第2期朝倉市総合戦略のもと、関係人口を創出・拡大し、地域の活性化や将来的な移住者の拡大を図るとともに、結婚、出産、子育ての希望をかなえるさらなる少子化対策を実施し、予想を超えるスピードで進んでいる人口減少問題に取り組んでいかなければならないと考えています。

世界の状況を見ても、イギリスのEUからの離脱、新型コロナウイルスの感染拡大、アメリカ合衆国と中華人民共和国の貿易摩擦や中東地域の緊迫度の高まりなど、先行きを見通すことが難しく、我が国の経済情勢に大きく影響すると危惧しております。また、持続可能な開発目標を原動力とした取り組み「SDGs」は、これからの社会全体に大きな変革をもたらしていくと考えられます。

国内におきましては、4年に1度のスポーツの祭典、東京オリンピック・パラリンピックが夏に開催されます。また、仮想空間と現実空間を融合させたシステムで、経済発展と社会的課題を解決する人間中心の社会「Society5.0」の実現に向けた未来へのチャレンジや、IT端末を活用したプログラミング教育も始まってまいります。令和2年度も国と地方を取り巻く環境は、引き続き大きく変動していくものと思われまます。

政府は、令和2年度政府予算案について、次の3点を掲げております。

1点目は、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増税分を活用し、ことし4月から、高等教育の無償化、予防・健康づくりの取り組みなど医療・介護分野の充実を実施。

2点目は、経済対策を実行するため、補正予算に加え、本予算で臨時・特別の措置を計上し、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えて、個人消費や投資を切れ目なく下支え。

3点目は、「新経済・財政再生計画」のもと、歳出改革の取り組みを継続し、「目安」を達成。これらを掲げ、経済再生と財政健全化を両立する予算として昨年度に引き続き100兆円を超えるものとなっております。国の動きを見定めながら、本市の施策に的確に対応させてまいります。

現在、本市では災害の影響もあり、さまざまな事業を延期または中止しております。全ての事業が被災前と同様に実施できるとは限らず、見直しが必要であると考えております。合併特例債事業は令和7年度までの適用となっており、凍結しております大型事業につきましては、財政状況を勘案し優先度を検討した上で、順次方針を示しながら将来に向けた「責任ある決断」が必要であると考えております。

さて、令和2年度の行政運営は、昨年3月に策定しました第2次朝倉市総合計画に基づいて展開してまいります。時代の潮流、市民意識やニーズを的確に把握しながら、少子高齢化や人口減少といった本市の現状を踏まえ、特に重点的に取り組んでいくこととしております。

さらに、災害からの復旧・復興と地方創生の推進の2つを横断的に取り組む重点分野として、施策の枠組みを越え、連携させながら、全庁を挙げて取り組んでまいります。

特に、地方創生の推進につきましては、ことし3月に策定します第2期朝倉市総合戦略におきまして、人口ビジョン達成のための新たな重要業績評価指標となるKPIを立て、出生率の向上、社会減の抑制を果たすため、実効性ある施策に取り組んでまいります。

令和2年度の主な取り組みを総合計画の9つの基本目標ごとに申し上げます。

まず、1つ目の基本目標「災害や危機に強く、安全・安心が実感できる暮らしの実現」についてです。

杷木地域の旧小学校跡地活用や災害を後世に伝える伝承広場の整備、宅地耐震化事業などにつきましては、地域と意見を交わしながら復興実施計画を策定してまいります。具体的には、松末地域に定住促進住宅を整備するとともに、旧久喜宮小学校跡地の宅地分譲と防災拠点施設の整備を継続してまいります。

また、災害土砂を活用した宅地の嵩上げ事業を寒水川、乙石川流域などで実施してまいります。

一方、被災者の心のケアとしまして、生活再建及び心の健康状況について保健師などによる相談サポートや被災者一人ひとりの復興を実現させるため、状況に応じたきめ細かな支援を行う地域支え合いセンターを引き続き運営し、被災した住民同士の交流活動を支援していく取り組みも行ってまいります。

さらに、地域の防災力の向上としまして、コミュニティ協議会による自主防災組織と連携して防災の専門的知識を有する人材を育成するために、防災士の資格取得費の補助を引き続き行ってまいります。

次に、2つ目の基本目標「人がつながり、支えあう活力ある地域社会の創造」についてです。

市内の17地域コミュニティの活動を円滑に進めるため、引き続き活動助成交付金とあわせて各コミュニティセンター施設の営繕などを行ってまいります。

令和元年に「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」を制定いたしました。この条例に基づき、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、引き続き粘り強い教育と啓発を推進してまいります。

あらゆる分野において、性別にかかわらず個性や能力を発揮する機会と参画できる学習の場をふやし、男女共同参画のさらなる推進を図るため、ことし4月から男女共同参画センターを開設いたします。また、平成30年度実績では31.8%でありました審議会などの女性委員の割合を3年後は35%に引き上げることを目標として掲げ、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

次に、3つ目の基本目標「誰もが健やかで、生き生きと暮らせる保健福祉の充実」についてです。

健康で自分らしく暮らしていくためには、定期的な健診、体力づくり、介護予防などが重要であります。直営による運営継続を決定した朝倉診療所を中心に、予防医療の取り組

みを継続してまいります。

また、高齢者のフレイル予防や重症化予防のために、高齢者の健康課題に対応した健康相談や保健指導を実施することにより、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化を推進し、市民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、4つ目の基本目標「次代につなぐ良好な環境の保全」についてです。

3月に策定します第2次朝倉市環境基本計画をもとに、市民、民間団体、事業者及び行政が互いに補完し合い、協働しながら、良好な地域環境及び地球環境の創造を目指してまいります。また、森林環境譲与税を活用した水源かん養のための荒廃森林整備に取り組んでまいります。

ごみ問題につきましては、適正処理とリサイクル、市民が主体となった環境美化運動を推進することにより、ごみのないまちを目指し、あわせて食品残渣の再資源化などを一層推進することにより、循環型の社会構築を目指す取り組みを引き続き充実させてまいります。また、水環境のバロメーターでもありますスイゼンジノリの保全につきましては、生育環境の改善を目指してまいります。

次に、5つ目の基本目標「豊かな地域資源を活かした産業、観光の振興」についてです。

農業は、本市の基幹産業であります。しかしながら、就農者の高齢化や後継者不足により、その基盤が揺らいでおります。それらの課題に真摯に向き合い、農業の振興に努めてまいります。

豪雨災害で被災した農家の農業再開に向けて、区画整理事業による災害復旧を本格的に着手してまいります。また、県との共同により、中間管理機構が行う災害復旧後の農地の借り手を探す事業や、被災した農家が営農計画を作成することに対する支援を行ってまいります。さらに、新規就農者を定着させるための支援を拡充し、県の補助事業を活用しながら、スマート農業の導入にも力を入れるなど、農業の持続可能性を高めてまいります。

雇用の確保につきましては、産業政策マネージャーによるきめ細かな企業誘致や、新規創業者を対象とした支援を継続して取り組んでまいります。また、市内事業所の従業員の確保につきましても、関係商工団体と協議を進めてまいります。商工会議所及び商工会が合同で行うプレミアム付き地域振興券の発行に対する助成を引き続き行うなど、中小企業の振興にも力を注いでまいります。

観光振興につきましては、小石原川ダムの完成にあわせ観光客が水源地を訪れる拠点となる新たな観光資源として、コア山を活用していくことを検討してまいります。また、4月から導入されます宿泊税を財源に、県内随一の温泉地を持つ本市として、さまざまな観光振興策を実施してまいります。特に、インバウンド対策としましては、多言語に対応できる人材を地域おこし協力隊に登用し、人員も大幅に増員することで、外国人観光客の増加と訪日体験の質の向上を目指してまいります。

次に、6つ目の基本目標「快適で住みよい都市基盤の充実」についてです。

上下水道事業の将来にわたっての事業のあり方について、管路の耐震化や更新時期、料金改定、資産管理などの経営戦略策定業務に取り組んでまいります。また、市営住宅につきましては、災害で延期しておりました東中町団地の建てかえを行うとともに、鳩胸団地の建てかえに着手してまいります。さらに、移住・定住促進事業としまして、要望の多い住宅リフォームや転入者への新築補助を継続するほか、都市部からの移住を促すためのお試し居住体験事業や他市町村からの若い世代や起業家、就業者、新規就農者などの移住に対する支援にも取り組んでまいります。

次に、7つ目の基本目標「笑顔があふれ、将来に夢や希望をもち活躍できる子どもの育成」についてです。

子育て支援につきましては、乳幼児の健やかな発育のために乳幼児視覚検査事業、新生児聴覚検査助成事業を行うことで、早期発見、早期治療を促してまいります。また、紙おむつの廃棄が負担となる多子家庭への支援として、市の指定ごみ袋の配布を行ってまいります。さらに、産後に身体的不調や育児不安などがある方に対し、子育ての技術的アドバイスを行う、前向き子育て応援事業に取り組んでまいります。

少子化対策につきましては、結婚するカップル数をふやすために専門の部署を立ち上げ、出会いから結婚まで着実にフォローする縁結び応援事業に取り組んでまいります。また、安川保育所敷地内に秋月・安川保育所の統合に伴う新たな保育所を建設するほか、蜷城学童保育所及び大福学童保育所を建設するなど、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、8つ目の基本目標「生涯にわたる学び、活動の推進」についてです。

歴史の継承と文化の振興として、秋月の歴史を発信する秋月博物館の周辺環境整備として、地域情報施設の整備を行いました。今後、さまざまなイベントを開催することで歴史と触れ合うことができる場とし、秋月地域への集客につなげてまいります。また、子どもたちのスポーツへの関心を高めるために、アビスパ福岡とフレンドリータウン協定の締結を行います。プロのサッカー選手に触れ合う機会を通じて、スポーツの楽しさ、夢を持つことの大切さを学ぶことは、子どもの健やかな成長につながるものと考えております。

オリンピック・パラリンピックイヤーということで、日本全国に元気な話題があふれています。朝倉市でも聖火ランナーが5月に被災地を走ります。また、25年ぶりに「NHKのど自慢」の公開録画が本市で行われます。この機会にメディアを通して、これまで本市に支援をいただいた方々に対する感謝の気持ちと復旧・復興を全国に発信したいと考えております。

次に、9つ目の基本目標「透明性・効率性の高い持続可能な行財政運営」についてです。

従前からの取り組みと新規事業を組み合わせ、効果的にPRし、市民に暮らしやすさを実感してもらい、市外の人にも朝倉市の情報がわかりやすいと感じてもらえるよう、ホームページや広報紙のリニューアルに取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、返礼品の品ぞろえやウェブサイトの拡充といった地道な努力を重ね、制度本来の趣旨に基づく取り組みの中で順調な伸びを示すことができました。引き続き、貴重な財源確保の一助になるよう積極的に取り組み、目標額を13億円といたします。

山積する行政課題をクリアしていくために、人材は何ものにもかえがたい財産であります。行政評価、人事評価などを通じて、職員の資質、やる気及び危機対応能力を向上させるとともに、他自治体との人事交流や専門人材の受け入れを拡充します。また、災害対応による健康面を配慮した職場環境の向上や、働き方改革の実践にも引き続き取り組んでまいります。

災害からの復旧・復興と地方創生に同時に取り組むには、多くの財源と人員並びに一定の時間を必要といたします。財源につきましては、想定外の一般財源が必要になることも考えられます。通常の行政運営に必要な財源をしっかりと確保することに加えて、特別交付税の措置が最重要となってまいります。私自身の経験や人脈を生かして要望活動を行うなど、果敢に取り組む覚悟であります。

人員確保につきましては、引き続き全国の自治体から派遣職員をお願いするほか、任期付職員の採用や職員の前倒し採用を行ってまいります。また、復旧・復興を加速させるために、組織改編や技術職員の効果的配置を行ってまいります。

以上、令和2年度の施政方針について申し上げます。

最後になりますが、中村哲医師について少しお話をさせていただきます。

戦乱と干ばつに苦しむアフガニスタンで人道支援を続け、昨年12月に現地で凶弾に倒れた中村哲医師に対し、本市で最初の市民栄誉賞を授与することといたしました。中村医師は、200年以上前に古賀百工によってつくられ、今も現役で稼働する山田堰の技術を使ってアフガニスタンの地を緑にかえました。将来にわたり、人々の暮らしをよくしたいという先人の想いを現代に引き継いだことこそが最大の功績であると思います。中村医師の信念と行動は、私たちに夢と希望、活力を与えてくれました。

復旧・復興なくして、朝倉市の将来は描けません。道のりは決して平たんではありませんが、私たちもまた中村医師の想いを引き継ぎ、本市が一つとなって「オールあさくら、ワンチーム」の精神で、一日も早くもとの平穏な生活と自然豊かな美しい朝倉を取り戻し、将来世代にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければならないと決意を新たにす次第であります。

私は、誠心誠意、全力で山積する課題に挑戦し、市民の皆様、そしてその代表である市議会議員の皆様とともに、ふるさと朝倉市の未来を切り開いていく決意であります。議員各位には、重ねて御理解と御協力をお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。なければ、以上で施政方針の説明は

終わりました。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告5件、議案26件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

**○市長(林 裕二君)** 本日提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会では、報告について5件、当初予算について10件、補正予算について8件、条例の改正について5件、計画の変更について1件、工事請負契約の締結について1件、市道路線の認定について1件、合計31件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から報告第5号までについて説明申し上げます。

報告第1号から報告第5号までの専決処分の報告につきましては、物損事故、市道上の事故及び交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、当初予算について説明申し上げます。

第1号議案令和2年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を414億円とし、対前年度比47億6,000万円、10.3%の減となっております。これは、地方創生事業を含む通常分については約24億円増の約288億円となったものの、平成29年7月九州北部豪雨災害等の関連予算については災害復旧事業の進捗等により約72億円減の約126億円となったためです。災害関連予算は、平成30年度及び令和元年度からの繰越明許費等約92億円を合わせると、実質約218億円の予算を確保しました。さらに、復旧・復興を前進させ、被災者の皆様が一日も早くもとの安全で安心な生活を取り戻すとともに、復興の先を見据えた新しい朝倉市の礎づくりを推進するための予算としました。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税は、法人市民税の税制改正の影響による減等が見込まれるものの、固定資産税の新築家屋分の増等が見込まれることから、対前年度比6,005万円、0.8%の増となりました。

次に、一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税等は、国が示した令和2年度の地方財政計画において、地方交付税は対前年度比4,073億円、2.5%の増、臨時財政対策債は1,171億円、3.6%の減とされました。これに地方税の増などを含む一般財源総額は、地方創生の推進、防災・減災対策等を安定的に取り組むために1.2%増の63.4兆円が確保されました。

本市において、普通交付税は合併算定替えの段階的縮減はあるものの、基準財政需要額で公債費の伸びや地方法人課税の偏在是正措置により取り組む経費が創設されたこと等により、対前年度比1億円、1.8%の増、臨時財政対策債は対前年度比8,000万円、11.4%の

減と見込みました。特別交付税は、当初予算では災害関連経費分の計上を見送り、前年度同額の10億円といたしました。

このことから、歳入の根幹をなします市税、地方交付税等の一般財源総額は、4億987万2,000円、2.6%の増となっています。

また、地方消費税交付金については、既に令和元年10月から税率改定が行われていますが、その改定による影響が通年ベースとなるため、対前年度比2億4,700万円、25.4%の増となっています。

次に、歳出の主な内容について、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、気象災害予測支援システムの導入経費等の減はあるものの、ふるさと応援寄附金事業及びそれに伴う積立金、小石原川ダム水源地域整備事業費、松末定住促進住宅整備費等の増により、8億1,847万4,000円、16.4%増の58億2,158万5,000円といたしました。

民生費は、児童扶養手当給付事業費、甘木・立石学童保育所整備事業費等の減はあるものの、秋月・安川統合保育所建設事業費、私立保育園施設整備補助金、蜷城・大福学童保育所整備事業費、幼保無償化に伴う措置費等の増により、6億6,358万4,000円、7.2%増の98億9,937万1,000円といたしました。

農林水産業費は、被災した農家等に対する施設や機械の再取得等のための補助金、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金等の減はあるものの、農業生産者の出荷作業を効率化するため、筑前あさくら農業協同組合が建設するパッケージセンターに対する補助金、森林環境譲与税を活用した森林整備等事業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業費等の増により3億8,672万4,000円、16.8%増の26億8,192万1,000円といたしました。

災害復旧費は、平成29年7月九州北部豪雨災害等の災害復旧事業の進捗等により、67億8,762万2,000円、41%減の97億6,512万6,000円といたしました。

公債費は、災害復旧事業や過疎対策事業等の償還金の増により、1億4,304万9,000円、4.9%増の30億8,330万3,000円といたしました。

なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして担当職員から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

第2号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比54万7,000円、7.4%減の684万円といたしました。

第3号議案令和2年度朝倉市簡易水道特別会計予算につきましては、前年度に矢野竹地区の飲料水整備事業費を計上していたことにより、対前年度比3,384万9,000円、87.6%減の479万3,000円といたしました。

第4号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定におきまして対前年度比328万5,000円、0.1%減の72億5,335万5,000円といたしました。直営



診療施設勘定におきましては、対前年度比924万3,000円、2.9%減の3億475万4,000円といたしました。

第5号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比2,877万5,000円、3.1%増の9億4,631万3,000円といたしました。

第6号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比8,551万6,000円、1.4%増の60億7,368万2,000円といたしました。

第7号議案令和2年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、対前年度比21万5,000円、46.4%増の67万8,000円といたしました。

次に、第8号議案から第10号議案までにつきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第8号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に1億5,543万9,000円、支出に1億1,104万9,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出においては、キリンビール福岡工場への工業用水管更新工事を行うこととし、収入に3億9,764万7,000円、支出に4億734万3,000円を計上しておりますが、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものであります。

第9号議案令和2年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間274万8,163立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に6億3,695万円、支出に6億1,509万3,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出において、災害復旧事業、河川災害復旧に伴う橋りょう部配水管の架け替え工事等を行うこととし、収入に1億7,943万7,000円、支出に2億9,861万4,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

第10号議案令和2年度朝倉市下水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として水洗化人口2万9,182人に対し、年間総処理水量430万724立方メートルを処理することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に21億1,260万7,000円、支出に20億8,973万4,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出において、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業の建設改良を主に行うこととし、収入に16億1,932万2,000円、支出に22億4,566万2,000円を計上しておりますが、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第11号議案から第18号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明申し上げます。

第11号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、国の補正予

算に係るものとして小中学校のICT環境整備事業、県営両筑二期事業費負担金、甘木鉄道施設整備事業の負担金が対象となったこと、国民健康保険特別会計への赤字補填繰入金、災害関連経費の増減、既定経費の減額等に伴い補正するものであります。補正の額は、歳入歳出それぞれ70億4,362万9,000円を減額し、予算総額を420億3,468万6,000円といたしました。

第12号議案令和元年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定経費の減額に伴い財政調整基金へ積み立てる経費等、歳出予算の組み換えを補正するものであります。

第13号議案令和元年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、矢野竹地区の飲料水整備事業の計画変更に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ3,138万1,000円を減額し、予算総額を726万1,000円といたしました。

第14号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定において、前年度の療養給付金の確定に伴う県への返還金及び一般会計からの赤字補填繰入金を補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ3,840万4,000円を追加し、予算総額を75億4万4,000円といたしました。直営診療施設勘定につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金を財政調整基金へ積み立てる経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ1,294万8,000円を追加し、予算総額を3億2,694万5,000円といたしました。

第15号議案令和元年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金の増等に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1,706万3,000円を追加し、9億3,460万1,000円といたしました。

第16号議案令和元年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入及び支出において、工業用水管更新工事の確定に伴う減について補正するものでありまして、資本的収入を700万円減額し、収入合計を1億6,347万2,000円とし、資本的支出を1,400万円減額し、支出合計を3億2,994万5,000円といたしました。

第17号議案令和元年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、工事費の減に伴い補正するものでありまして、収益的収入を813万2,000円減額し、収入合計を6億411万円とし、収益的支出を1,156万7,000円増額し、支出合計を5億244万4,000円といたしました。また、資本的収入及び支出において、災害復旧関連事業の実施年度変更等に伴う減により、資本的収入を2億5,559万4,000円減額し、収入合計を7,928万2,000円とし、資本的支出を2億7,070万1,000円減額し、支出合計を1億8,650万8,000円といたしました。

第18号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、処理場費の施設維持管理委託料の減及び災害復旧工事の実施年

度変更に伴う減について補正するものでありまして、収益的収入を1,215万2,000円減額し、収入合計を20億8,565万5,000円とし、収益的支出を1,003億円減額し、支出合計を20億4,858万9,000円といたしました。また、資本的収入及び支出において、下水道工事等の減額に伴う企業債借入及び補助金の減により、資本的収入を2億5,779万7,000円減額し、収入合計を12億6,124万9,000円とし、資本的支出を2億3,000万円減額し、支出合計を18億6,717万6,000円といたしました。

次に、第19号議案朝倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第20号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険の健全運営を期すため、国民健康保険税の税率を改定する必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第21号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、民法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律により地方自治法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第24号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更につきましては、朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第25号議案工事請負契約の締結につきましては、市道寒水・古賀線災害復旧工事を施行するため、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第26号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(石井清治君) 3ページの15行目、ちょうど中ほどになります。前年度対比「54万7,000円」と説明をされましたが、正しくは「54万4,000円」でございます。6ページでございます。下から5行目です。収益的支出を「1,003億円」と説明いたしましたが、正しくは「1,003万円」ということで修正をいたします。以上です。

○議長(堀尾俊浩君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は、3月3日の本会議において行います。

お諮りいたします。第1号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、本件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あらかじめお伝えいたします。次回、2月28日の本会議は一般質問の1人当たりの持ち時間を70分にするにより、特に午前9時半に繰り上げて開くことといたします。御了承願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分散会